

# 介護報酬算定に係る届出 について

## 介護給費算定に係る体制等状況一覧表の 提出にあたっての注意事項

### 1. 提出書類

- ①（別紙2）介護給費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ②（別紙1）介護給費算定に係る体制等状況一覧
- ③（別紙1-2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧
- ④「介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き」に記載する添付書類

※④において、現在算定されている加算を引き続き算定する場合の添付書類は、**省略可能** とします。（ただし、算定要件が変更となる加算は必要）

## 介護給費算定に係る体制等状況一覧表の 提出にあたっての注意事項

### 2. 提出期限等

#### ① 4月から算定する場合

3月16日（火）～4月1日（木）の間に提出いただきますようお願いします。

#### ② 同一法人で複数の事業所の指定を受けている場合でも、事業所（サービス）ごとに届出書を提出いただきますようお願いします。

※以下の場合については、複数サービスを1つの届出書に記載してください。

- ・ 指定介護老人福祉施設に併設されている短期入所生活介護事業所
- ・ 介護老人保健施設のみなし短期入所療養介護およびみなし通所リハビリテーション
- ・ 介護医療院および介護療養型医療施設のみなし短期入所療養介護
- ・ 居宅サービスと同種類の介護予防サービス（例：訪問看護と介護予防訪問看護など）

## 介護給費算定に係る体制等状況一覧表の 提出にあたっての注意事項

### 3. 提出先

事業所等の所在地	届出先
大津市	大津市介護保険課
草津市・守山市・栗東市・野洲市	滋賀県医療福祉推進課
甲賀市・湖南市	甲賀健康福祉事務所
近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町	東近江健康福祉事務所
彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	湖東健康福祉事務所
長浜市・米原市	湖北健康福祉事務所
高島市	高島健康福祉事務所

※ただし、県内（大津市内を除く）の 介護老人福祉施設・介護療養型医療施設・介護医療院  
⇒ 滋賀県医療福祉推進課

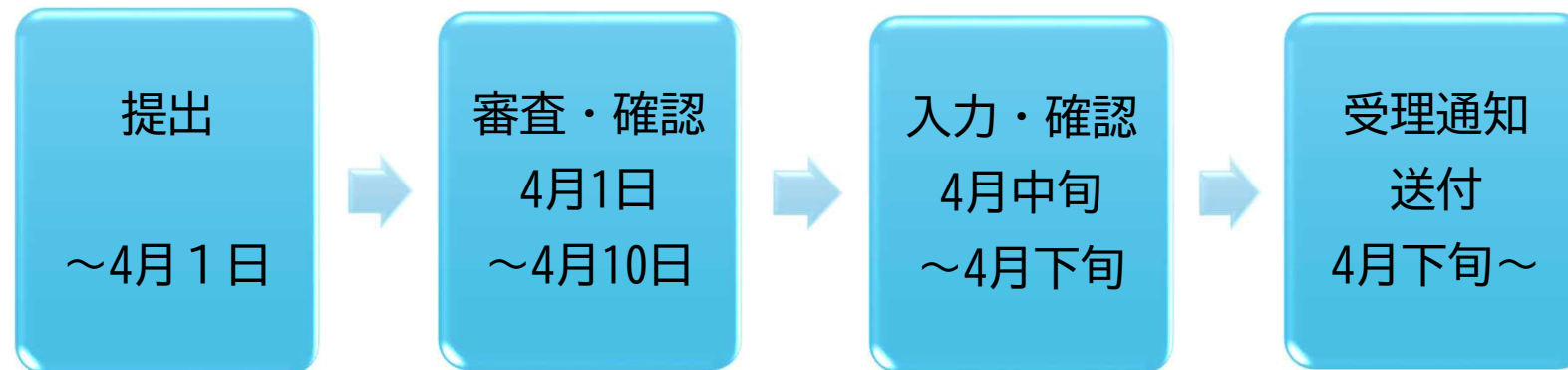
## 介護給費算定に係る体制等状況一覧表の 提出にあたっての注意事項

### 4. 提出方法

郵送でお願いします。

なお、提出された後、補正の指示があった場合は、早急にご対応いただくようお願いします。

### 5. 今後のおおまかなスケジュール



## 介護給費算定に係る体制等状況一覧表の 提出にあたっての注意事項

### 6. その他留意事項

現在のところ、厚生労働省からは正式な介護給付費算定に関する体制等に係る届出様式や添付書類が示されておられません。今回は、仮に提出期限までに厚生労働省から届出様式が送付された場合でも、提出いただく届出書や添付様式は、**今回の説明（集団指導）**の中でお示ししている資料で審査することとさせていただきます。

## 届出様式について

- ① 介護給付費算定届連絡先

## 介護給付費算定届連絡先

事業所番号	2 5 * * * * * * * * *
法人名	株式会社 元気長寿
事業所名	○ヘルパーステーション レイカディア
算定開始日	R3.4.1
今回届出を行うサービス	○訪問介護

ふりがな	おうみ たろう
担当者名	近江 太郎
連絡先 電話	077-528-3523
FAX	077-528-4851

提出日:令和 3年 月 日

※確認欄(県で記入)	受付	審査	入力	照合	通知
日付					



## 届出様式について

- ① 介護給付費算定届連絡先
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）

(別紙2)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

滋賀県知事 殿

所在地  
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称	カブシキガイシャ〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇		法人情報を記載
	主たる事務所の所在地	滋賀県大津市京町四丁目1-1 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号	077-528-3523	
	法人の種類	株式会社	法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名	代表取締役	
事業所・施設 の状況	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 滋賀県〇〇市〇〇-丁目〇-〇		事業所の所在地・連絡先を記載
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市		
	連絡先	電話番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市		
	連絡先	電話番号		
事業所の管理者の 情報	管理者の氏名	□□ □□		事業所の管理者の情報を記載
	管理者の住所	(郵便番号 ー ) 滋賀県〇〇市〇〇町〇-〇		

届出を行う事業所・施設の 種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
指定 届出 サービス	訪問介護	〇	H20.4.1	1新規 ②変更 3終了	R3.4.1	制度改正に伴う変更項目の記載は省略可
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
施設	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了			
介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了			
介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了			
介護医療院			1新規 2変更 3終了			

介護保険事業所番号 2 | 5

医療機関コード等

変更前	変更後
制度改正に伴う変更項目の記載は省略可	

関係書類 別添のとおり

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。  
 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。  
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。  
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。  
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「〇」を記入してください。  
 6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。  
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。  
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所の一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

## 令和3年度介護報酬改定にかかる集団指導

## 届出様式について

- ① 介護給付費算定届連絡先
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

## 令和3年度介護報酬改定にかかる集団指導

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号は必ず記載してください。

地域区分は必ず該当部分に○をしてください。

事業所番号	2	5																		
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その	該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特定事業所加算 (V以外)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ		
			特定事業所加算V	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	1 なし 2 あり		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
12 訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

## 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」 の見直しについて

- ・ 今回の改訂においては、各級地ごとに定められている一単位の単価の改訂はありませんが、適用される地域区分が変更となる市町がありますので、ご注意願います。
- ・ 今回の改訂のあった市町および新たな地域区分は以下のとおりです。
  - 栗東市 6級地 ⇒ 5級地
  - 高島市 その他 ⇒ 7級地
  - 日野町 その他 ⇒ 7級地

## 令和3年度介護報酬改定にかかる集団指導

### ○「厚生労働大臣が定める一単位の単価」の見直しについて

令和3年度から

サービス種類(※)	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与</li> </ul>	10円							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 介護老人福祉施設サービス</li> <li>・ 介護老人保健施設サービス</li> <li>・ 介護療養型医療施設サービス</li> <li>・ 介護医療院サービス</li> </ul>	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護</li> <li>・ 訪問看護、介護予防訪問看護</li> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ 介護予防支援</li> </ul>	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
滋賀県内の市町	-	-	-	-	大津市 草津市 栗東市	彦根市 守山市 甲賀市	長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町	左記以外の市町

## 届出様式について

- ① 介護給付費算定届連絡先
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ④ 添付書類

## 令和3年度介護報酬改定にかかる集団指導

### 3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

#### 提出書類一（別紙2）介護報酬算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

- （別紙1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
 15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定  
 16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

事項	添付書類
地域区分	なし
施設等の区分	通院等乗降介助を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送法上の許可書の写し</li> <li>・ 車検証の写し</li> <li>・ 運営規程</li> </ul>
特別地域加算	なし
共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	なし
共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	なし
身体介護20分未満の体制（頻回型）	運営規程 ☆身体介護20分未満体制（頻回型）の算定に係る届出書 定期巡回・随時対応サービス指定通知等または実施計画策定書
サービス提供責任者体制	勤務形態一覧表 サービス提供責任者にかかる資格証写し
中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所 （規模に関する状況）	☆中山間地域等における事業所規模算定表
特定事業所加算 (I) ①、③～⑩ (II) ①、③～⑦、⑨or⑩ (III) ①、③～⑦、⑩ (IV) ①、③～⑦、⑨～⑩ O (V) ②～⑧	☆① 特定事業所加算 (I) ～ (IV) に係る届出書 ☆② 特定事業所加算 (V) に係る届出書 ③ 訪問介護員等の経験に応じた研修計画 ④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録 ⑤ サービス提供責任者と訪問介護員等との連携方法がわかる書類 ⑥ 訪問介護員等の健康診断受診者名簿等 ⑦ 緊急時対応方針等を記載した文書等 ⑧ 訪問介護員等の資格証写し、職員名簿または勤務形態一覧表※特定事業所加算(V)を算定するのであれば、備考欄等で7年以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。 ☆人材要件に係る資格者割合算出表※特

	定事業所加算(V)の申請には不要 ⑨ サービス提供責任者にかかる資格証写し、経歴書、勤務形態一覧表 ☆⑩ 要介護度別サービス提供実績算出表
○認知症専門ケア加算 (I) ①～④ (II) ①～⑥	① 認知症専門ケア加算算定表 ② 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し ③ 勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ④ 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録 ⑤ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し ⑥ 訪問介護員等の認知症ケアに関する研修計画
介護職員処遇改善加算	算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書を提出する必要があります。

- ※ ☆は、記載様式があります。  
 ※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。  
 ※ ○印は創設された加算あるいは算定要件が変更された加算となります。  
 ※ 新たに算定する場合や要件の変更に伴う算定不可となる場合は届出が必要となります  
 ※ 既存の加算で新たに算定する場合等についても今回改正に伴う項目と併せて届け出てください。